

認定調査にあたっての留意事項

福津市高齢者サービス課

R7.12.1 更新

○認定調査業務の判断根拠は、厚生労働省が発出している「要介護認定 認定調査員テキスト 改訂版」と「要介護認定等の方法の見直しに係るQ&A」のみを参考にしてください。

※多くの文献・参考資料がありますが、認定調査業務の際には、厚生労働省が発出している上記をご参照ください。

○誤字・脱字および記載漏れやチェックミスなどの簡易的なミスを防ぐために、保険者に提出する前に、再度必ず認定調査票の見直しをしてください。

○福津市は、より正確で適切な調査を行うため調査立会いを必須としております。調査立会い者が不在の場合は、調査実施前に必ずご連絡ください。

【調査票記入時のポイント】

○本調査票はスキャナーで読み取りますので、ペンでの記入をお願いします。枠外記入分については、読み取りできませんので、必ず枠内にご記入ください。

※文字サイズは9 ポイント以上

○記入の際は略語等を控えていただき、個人が限定されるような地名、企業名などの固有名詞は使用しないでください。

(例)

NG	OK
介なし	介助なし
福岡県	県内
東京都	他県

○同じ項目の特記が2行以上にわたっても、1行目のみ番号を記入してください。

○同一番号の内容が複数ページにまたがらないようにしてください。項目番号は可能な限り昇順で記載しますが、行数の都合で番号を前後させる事はかまいません。

(NG)

2 -	4
-	5
-	
-	6

●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	□□□□□□□□□□
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	□□□□□□□□□□
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	□□□□□□□□□□
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	□□□□□□□□□□

(OK)

2 -	4
-	5
-	
-	7

●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
●●●●●●●●●●	△△△△△△△△△△	▲▲▲▲▲▲▲▲▲▲	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽

☆ 1枚目☆――

2 -	6
-	7
-	8
-	

□□□□□□□□□□	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽	■■■■■■■■■■

2 -	6
-	
-	8
-	

□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	■■■■■■■■■■
□□□□□□□□□□	□□□□□□□□□□	■■■■■■■■■■

☆ 2枚目☆――

【概況について】

本人の現況、家族・介護者の状況、住居環境、調査時の立会者、主訴（経過、身体状況、日頃困っている事、介護が必要な事など）について記載してください。

【特記事項について】

特記事項は介護認定審査会において審査判定を行う際に、基本調査では現れない本人の状況を理解する為の極めて重要な資料となります。その為、選択肢が「できる」「介助されていない」「ない」となる場合にも、日頃の様子がわかるようすべての項目について、具体的に選択の判断根拠の記入をお願いします。

- 「できる。」のみの記載ではなく、「〇〇の状態で10秒立位保持できる。」のように、何が、どのようにできるのか、記載をお願いします。
 - 介助が発生している場合、誰が、どのくらい介助をしているのか、主語と頻度の記載も忘れずにお願いします。
 - 判断に迷った場合は、判断に迷った状況と判断に迷った理由を記入し、『判断に迷ったが』等の文言を記入してください。
 - 判断基準に該当しない場合も、手間等があれば具体的に記入し、『(特記のみ)』と文頭に記入してください。
 - 現在行われている介助が不適切な場合は、介助が不適切と判断した根拠と適切な介助の方法を具体的に記入してください。
 - 頻度で選択した場合は、判断した根拠、選択した頻度を記入し、『頻度で〇〇(全介助等)を選択』等の文言を記入してください。
 - 頻度は具体的に記載してください。
- (例) ×：「時々」「たまに」 ○：「週〇回位」「月〇回程度」
- 同じ群内で特記内容が重複する場合は項目番号をまとめて構いません。その場合、まとめた項目がわかるように文頭に記入してください。

(例)

1 -	1	両上下肢麻痺はなく、確認動作できた。他該当なし。
	2	両肩・両股・両膝関節は拘縮なく他動で確認動作できた。他該当なし。
	3	(1-4)ベッドで就寝。手すりに掴まれば寝返り、起き上がり共にできる。
	6	杖に掴まれば10秒立位保持できる。
2 -	3	(2-4)食べ物を飲み込み、食事は介助なく自分で食べる。
	5	(2-6)排尿は1日7~8回・夜3回位、排便はほぼ毎日。ズボンの上げ下げのみ施設職員が介助。清拭・水洗・後始末は本人が行う。
	8	(2-9)朝、洗面所で、洗顔と整髪の一連の動作を介助なく行う。
3 -	1	調査時、日頃も自分の言いたいことを言葉で伝えることはできると職員から聞き取った。
	2	起床、就寝時間などの大まかな毎日の日課の理解はしていると職員から聞き取った。
	3	調査時、生年月日・年齢ともに正答。日頃も同様と職員から聞き取った。
	6	「初夏、5月」と正答。日にちは回答できない。日頃も季節の理解はあると施設職員。
4 -	7	(特記のみ)入浴拒否する(3回/週)が、職員がうまく誘うことで嫌がりながらも入浴はできている。口では怒っても、手を払うなどの行為はない。
	1 5	娘の聞いたことに対し、少しずれた回答をし、そこから自分の思いついたことや話したいことを脈絡なく話をする。何が言いたいのかわからないことがある。娘は聞きなおしている(週1回)。
5 -	1	毎日(1回/日)自分で薬、水を用意し、飲んでいる。週に1~2回ほど飲み忘れがあり、職員が声掛けをしているが、頻度で「介助されていない」を選択。
6 -	1	6群すべて該当する医療行為はないと、施設職員より聞き取る。

☆1群

- ◆1-1.1-2 確認動作が途中までできる場合などは、「45度までは挙上静止できる」等具体的な状況を記入してください。できない場合は、その理由と誰から聞き取ったかを記載し、日頃の状況で判断してください
 - ◆1-7 把握できる範囲で、リハビリでの状況を確認してください
 - ◆1-10 清拭のみが行われている場合や日常的に洗身を行っていない場合は「行っていない」を選択し、特記事項に状況がわかるように記入してください
 - ◆1-11 類似行為で判断した場合は、『類似行為で評価』と記入してください
 - ◆1-12 視力の確認方法においては視野狭窄や視野欠損等がある場合も、本人の正面に視力確認表をおいた状態で行ってください
- ※1-12.1-13 は選択肢が「普通」の場合もその旨を記入してください

☆2群

- ◆2-1 移乗をする機会がない場合は、移乗する場合を想定して、判断した根拠を記入し、『移乗する場合を想定して』と記入してください
- ◆2-8、2-9、2-11 類似行為で判断した場合は、『類似行為で評価』と記入してください

☆3群

- ◆3-4 面接調査直前（5分前のこと）または当日行ったことについての質問で、確認が難しい場合は「ペン」、「時計」、「視力確認表」（調査者に対しては、紙または手の絵などの平易な言葉をする）を見せて5分以上経ってから3点確認を行い、答えられたかを記入してください
- ◆3-8.3-9 頻度や具体的な内容を必ず記入する ※選択肢が「ない」の場合もその旨を記入
※判断基準に該当しない場合も、手間等があれば具体的に記入し、『(特記のみ)』と記入

☆4群

- ◆介助者が特に対応をとっていない場合でも、その旨がわかるように記入してください
- ◆誰が、どのくらいの頻度で、どのような介助をしているかがわかるように記入してください
※日頃の状況を必ず聞き取り、誰に聞き取りをしたかも記入してください

☆5群

- ◆5-4 選択肢が「ない」の場合もその旨を記入してください
- ◆5-6 掃除・選択等の家事についても記入してください

☆6群

- ◆医師の指示の有無、実施頻度と継続性、実施者、当該医療行為を必要とする理由、看護師等が管理している内容を具体的に記入してください
※日頃の状況を必ず聞き取り、誰に聞き取りをしたかも記入してください

☆7群

- ◆7-1.7-2 日常生活自立度の判断根拠を記入してください

【最後に】

対象者ひとりひとりの心身の状態や生活状況は様々であり認定調査だけで正確に対象者の情報を伝達することは容易ではなく、迷いや困難が生じるケースもあると存じます。しかしながら、短い審査時間内であっても、調査員の皆様が見聞きした対象者の状況（介護が必要となる・介護に影響する状況）についてできるだけ正確にお伝えし、適正な介護度を決定するという共通目標に向けて、ご尽力いただきますようお願い申し上げます。

※調査立会者から、明確な回答が得られなかつた場合は、聞き取れなかつた旨の記載（例：「立会者に確認した結果、前病院／施設での状況は不明」）をお願いいたします。

（医療機関や施設等で調査立会しない家族やケアマネへの聞き取りは必須ですが、転退院や転退所する前の医療機関や施設等への聞き取りは、個人情報保護の観点から聞き取りできないため不要とします。）

※認定調査票は、定められた年数の間、公文書として保管されます。
(情報開示請求や個人情報開示請求等により、対象者本人や関係者に開示することがあります)

※保険者及び審査会事務局においても、確認作業を行っており、修正や内容確認を依頼することもございます。

調査員の皆様のお手を煩わせることもあるかと存じますが、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。